

半田市

報道機関提供資料

令和3年9月29日提供 (事前情報・事後情報)

問い合わせ	保健センター事務長 沼田 昌明 0569-84-0646
-------	------------------------------------

名称	愛知県嚴重警戒措置への移行に伴う市施設の利用制限について			
内容	「緊急事態宣言」が解除され、愛知県独自の「愛知県嚴重警戒措置」へ移行することに伴い、10月1日（金）から10月17日（日）まで市施設の利用制限について、以下のとおり変更しますのでお知らせします。 ■変更点 期間：令和3年10月1日（金）～令和3年10月17日（日） 内容：スポーツ施設等を含め市の施設は、 <u>21時</u> まで利用できるようになります。ただし、半田運動公園 デイキャンプ場は引き続き利用できません。 ※愛知県嚴重警戒措置の延長や感染拡大状況により利用制限を変更する場合があります。 ■新型コロナウイルス感染症対策のための市施設の利用制限について			
	施設の区分	大声あり/なし	大声なし	大声あり
	屋外施設 例) 周遊イベント 野外ステージイベント	収容率100%以内、かつ、 人数上限5,000人又は収容定員 50%以内(≦10,000人)のいずれ か大きいほう		収容定員の設定がある場合は収容率 50%以内、かつ、 人数上限5,000人又は収容定員50% 以内(≦10,000人)のいずれか大きい ほう
	大規模施設 ・雁宿ホール大ホール ・アイプラザ半田講堂 ・半田赤レンガ建物 クラブハウス			
上記以外の施設	収容率100%以内。 (会議・研修等含む)			
	注) 全てのケースにおいて感染対策を講じることが前提です。			
別紙	有	・	無	